

数は力！あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください！

発行：2020年7月6日(月) No. 384

# 名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

「お元気ですか」「資金繰り大丈夫？」  
互いに声をかけあおう

4月以降、6月末までに十人の入会者がありました。入会要求は、「申告」5人、「融資」2人、「持続化給付金申請」3人。そのうち再入会が4人ありました。二十年ぶりに再入会した飲食業者は、法人化した際に退会。その後、税理士に依頼していましたが、最近になって税理士から「毎月訪問するのが難しい」と断られ、どうしたものかと困っていました。が、「そういえば、昔税務署が、来た時に民商が強く抗議してくれて助かったな」と思い出し、電話。再入会の際には「民商で色々相談に乗ってくれて、それだけでもありがたい。どうして民商をやめてしまったのか、悔いが残る」「給付金も下りたし、家賃も払えたが、客足は戻ってこない。もう潮時かと悩んでいる。再入会したのに、申し訳ないね」と辛い胸の内も語ってくれました。今月入会したスナック経営の女性は、「以前の経営者から、引き継いで始めたが、開業届など分からないことばかり。知り合いに民商というところで相談したらと教えてもらいました。色々と説明してもらってスッキリしました」と喜んでいました。他にも、持続化給付金の相談で入会した3人のうち、2人には入金があり、「自分だけではとても申請できなかった。本当に助かりました」とお礼の電話がありました。6月22日からは、「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金」の受付も始まりしました。会員どうし声をかけあい、条件の当てはまる方は、ぜひ申請しましょう。

## 持続化給付金の対象が広がりました

①雇用契約によらない業務委託契約による雑所得や給与所得で計上される収入を主たる収入として得ている方。今年の対象月の収入が昨年の月平均収入と比べて50%以上減少していること、2019年以前から、被雇用者または被扶養者ではないことが条件です。

②2020年1月～3月の間に創業した事業者

創業月から3月の月平均収入と比べ、対象月の収入が50%以上減少している事業者

\*今のところ、創業月から対象月までの収入は税理士の確認した収入を証明する書類が必要となっています。税理士の証明しか認めないのは問題です。

## 新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難—「特例猶予」活用を

現行法では①換価の猶予②納税の猶予がありますが、令和2年4月30日の新型コロナ税特法の成立・施行により、コロナウイルス感染症の影響により大幅に収入が減少している場合③納税の猶予の特例（特例猶予）が創設されました。

要件は「新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少しており、国税を一時に納付することが困難な場合」です。特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。申請にあたり担保の提供は不要です。

申請書は、国税庁HPよりダウンロードできます。税金納付に悩んでいる方は相談してください。

## 持続化給付金続々入金

5月1日以降、法人28人、個人82人が申請し、事務局が確認できただけで、法人20人、個人49人に給付金が振り込まれています。「本当に下りるとは思わなかった。うれしい！」と喜びの声が続々と届いています。数人の方からは、民商にカンパも寄せられています。

早い人は、1週間ほどで入金がありますが、平均的には2週間程度かかっているようです。

学習会に参加して、申請した方のなかで、入金報告がまだの方は、集計の関係上事務局まで連絡してください。

